

国立情報学研究所

大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関する  
サイバーシンポジウム



# 著作権法の一部を改正する法律について

2021年6月11日  
文化庁著作権課長  
吉田 光成



## 1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

- ① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
- ② 図書館等による図書館資料のメール送信

## 2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

- ① 権利制限規定の拡充
- ② 許諾推定規定の創設
- ③ レコード・レコード実演の利用円滑化
- ④ 映像実演の利用円滑化
- ⑤ 協議不調の場合の裁定制度の拡充

# 図書館関係の権利制限規定の見直し

# 1. 図書館関係の権利制限規定の見直し（基本的な考え方・制度改正の全体像）

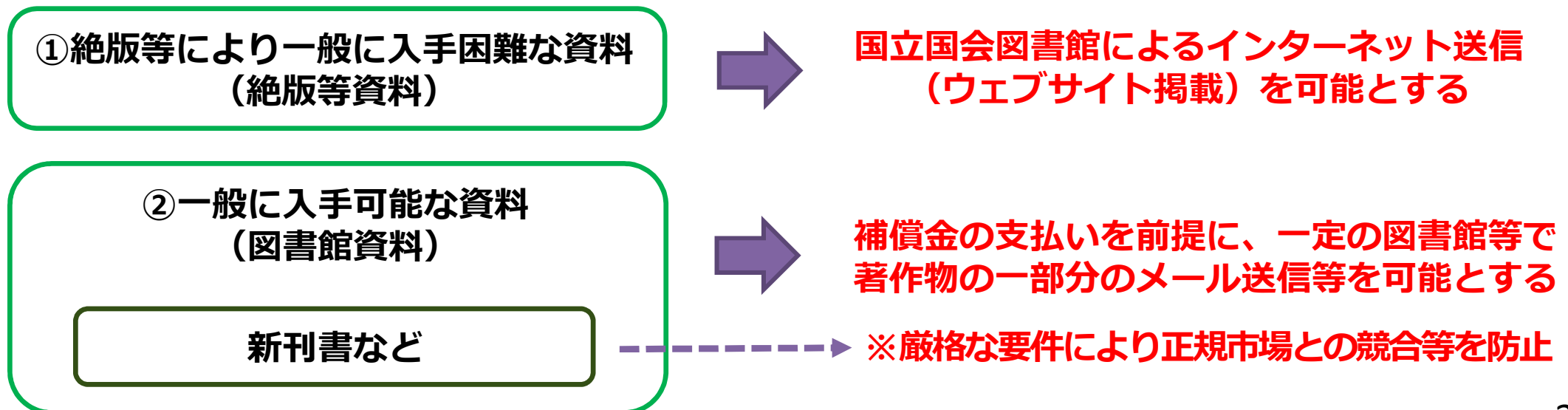
## 【基本的な考え方】

- 図書館関係の権利制限規定については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化。



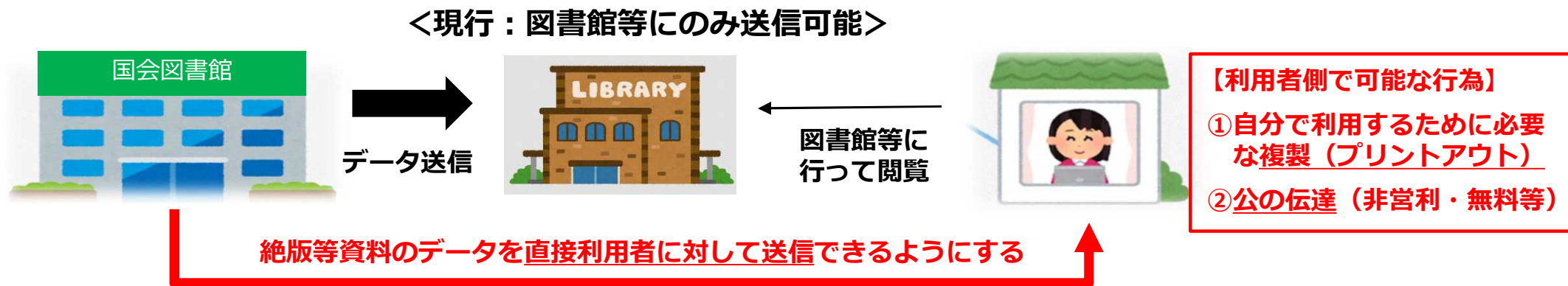
- 民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させる必要。

## 【制度改正の全体像】



# 1. ① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

(第31条第4項等関係)



## 【現行制度・課題】

- 国立国会図書館は、デジタル化した絶版等資料（絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料）のデータを、公共図書館や大学図書館等に送信することなどが可能
  - ⇒ 利用者は、公共図書館や大学図書館等に足を運んで、絶版等資料を閲覧
  - ⇒ 感染症対策等のために図書館が休館している場合や、病気等で図書館に行けない場合、近隣に図書館が存在しない場合には、絶版等資料の閲覧が困難

## 【改正内容】

- 国立国会図書館が、絶版等資料（3月以内に復刻等の予定があるものを除く）のデータを、事前登録した利用者（ID・パスワードで管理）に対して、直接送信できるようにする。
  - ⇒ 利用者は、国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できるようになる
  - (※) 実際に送信対象とする資料は、当事者間協議に基づく現行の運用（漫画・商業雑誌等を除外）を尊重
- 利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）を可能とする

# 「絶版等資料」（入手困難資料）の定義・運用

## 法律上の定義

「絶版等資料」は、法律上、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義（法第31条第1項第3号）。「絶版」はあくまで例示であり、絶版か否かに関わらず、現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかによって判断される。

「絶版等資料」になる場合(例)	「絶版等資料」にならない場合(例)
紙の書籍が絶版で、電子出版等もされていない場合	紙の書籍が絶版だが、電子出版等がされている場合
将来的な復刻等の構想があるが、現実化していない場合	単に値段が高く経済的理由で購入が困難である場合
最初からごく小部数しか発行されていない場合 (例: 大学紀要、郷土資料等)	海外から取り寄せる必要があるなど、入手までに一定の時間を要する場合

(※) なお、例えば、初版本（絶版）と復刻版が異なる内容である場合には、初版本については絶版等資料に該当することになると考えられる。

## 関係者間協議に基づく運用

- **漫画、商業雑誌、出版されている博士論文等**については、**取扱いを留保・除外（送信しない）**
  - ※ 法律上は送信することも可能となっているが、権利者保護の観点から、運用上送信しない取り決めをしている。
- その他の図書等については、（i）国立国会図書館による**入手可能性調査**（目録等を確認の上、リスト化）、（ii）**事前除外手続**、（iii）**事後除外手続（オプトアウト）**という3段階の手続を行い、「絶版等資料」であること、**権利者の利益を不当に害しないことなどを担保**
  - ※ 上記（ii）（iii）で出版社等から除外申出があった場合、（ア）市場で流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む、（イ）著作権が集中管理されている場合、（ウ）著作者から送信停止要請があった場合（人格的理由）、（エ）経済的理由以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）がある場合には、送信対象資料から除外されることとなる。

# 1. ② 図書館等による図書館資料のメール送信等 (第31条第2項等関係)



## 【現行制度・課題】

- 国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分(「半分まで」が一般的な解釈・運用)を複製・提供(郵送を含む)することが可能
  - ⇒ メールなどでの送信(公衆送信)は不可
  - ⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

## 【改正内容】

- **権利者保護のための厳格な要件(次頁参照)の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分(政令で定める場合には全部)をメールなどで送信することができるようにする。**
- **公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。**

※ 実態上、補償金はコピー代や郵送代と同様、基本的に利用者(受益者)が図書館等に支払うことを想定。

※ 補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する「指定管理団体」が一括して行う。補償金額は、文化庁長官の認可制(個別の送信ごとに課金する料金体系、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とする想定)

## 【権利者保護のための厳格な要件設定】

### (1) 正規の電子出版等の市場との競合防止

著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**」には、**公衆送信を行うことができない旨のただし書**を設ける。

(※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者により**ガイドライン**を作成

### (2) 利用者によるデータの不正拡散等の防止

- 事前に、**利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録**することを求める。

(※) 登録の際、不正利用防止のための規約への同意を求める。不正利用が判明した場合はサービスを停止

- 図書館等による公衆送信に当たって、**技術的措置(コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加など:省令で具体化)**を講ずることを求める。

### (3) 図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保

**以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できる**こととする。

- A) 公衆送信に関する業務を適正に実施するための**責任者を配置**していること
- B) 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して**研修を実施**していること
- C) **利用者情報を適切に管理**すること
- D) 公衆送信のために作成した**データの流出防止措置**を講ずること
- E) その他、**文部科学省令で定める措置**を講ずること

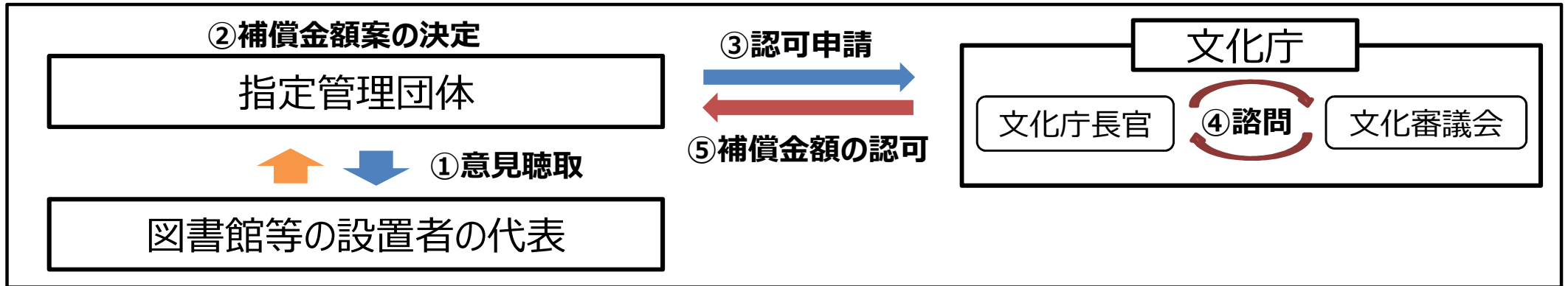
(※) 上記のほか、**関係者間で運用上の詳細なルール**が定められることを想定



# 補償金に関するスキーム（イメージ）

## 補償金額の認可

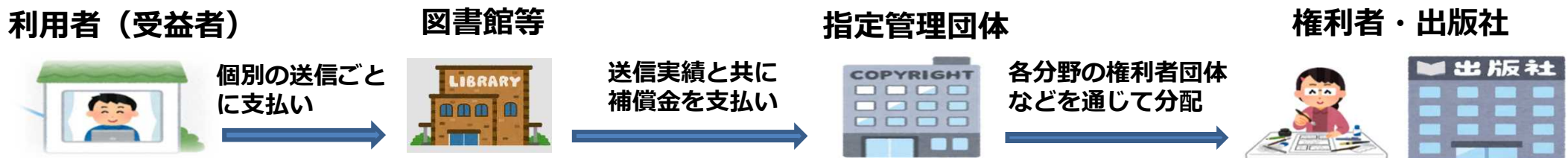
- 指定管理団体が、①図書館等の設置者の代表からの意見聴取を経て、②補償金額案を決定し、③文化庁長官に対して認可申請を行う
- 文化庁長官は、④文化審議会への諮問を経て、⑤適正な額であると認めるときは補償金額の認可を行う



(※) なお、この補償金は、裁定制度における補償金のように、個別の利用ごとにアドホックに定められるものではなく、図書館等における送信サービスにおいて幅広く適用される一般的な基準として定められるもの。

## 補償金の徴収・分配

- 各図書館等が、個別の送信ごとに利用者（受益者）から補償金を徴収し、一括して指定管理団体に支払う（その際、送信実績もあわせて送付する）
- 指定管理団体は、送信実績をもとに、各分野の権利者団体などを通じて権利者・出版社に分配



# 補償金の料金体系・金額に関する基本的な考え方（イメージ）

具体的な補償金の料金体系・金額は、前頁に記載の経路を経て、最終的には文化庁が認可することとなるが、現時点における基本的な考え方は、以下のとおり。

- 包括的な料金体系（例：年額〇円）ではなく、**個別の送信ごとに課金する料金体系**とする。
- 一律の料金体系（例：1回〇円）ではなく、**著作物の種類・性質や、送信する分量等に応じたきめ細かな設定**を行うことも想定。
- **権利者の逸失利益を補填できるだけの水準**とすることが重要。
- 現時点で想定される主な考慮要素は、以下のとおり。

## ＜補償金額の設定に当たっての主な考慮要素＞

- ① 著作物の種類・性質・経済的価値（例：市場価格等を踏まえた料金体系）
- ② 送信する分量（例：ページ数に連動した料金体系）
- ③ 送信形態・利用者の受ける便益（例：FAXとメール等での差異、プリントアウトの可否による差異）
- ④ 著作権等管理事業者などにおける使用料の相場
- ⑤ 諸外国における同様のサービスの相場（例：ドイツ（著作物の10%が上限などのルールあり）では、1回当たり、公的機関・個人は3.27€、営利利用者は16.36€（ライセンス）など）
- ⑥ 図書館等における事務負担・円滑な運用への配慮

# 放送番組のインターネット同時配信等に係る 権利処理の円滑化

## 2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化 (基本的な考え方・改正の全体像・対象サービスの範囲)

### 【基本的な考え方】

- 放送番組のインターネット同時配信等は、**高品質なコンテンツの視聴機会を拡大**させるものであり、**視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要**
- 放送番組には、**多様かつ大量の著作物等が利用**されており、インターネット同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に**迅速・円滑な権利処理を可能とする必要**



- 放送事業者の有する**権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因する「フタかぶせ」**（権利処理未了のために生じる映像の差替えなど）**を解消**する
- 視聴者から見た利便性を第一としつつ、「**一元的な権利処理の推進**」と「**権利保護・権利者への適切な対価の還元**」のバランスを図り、**視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置**を講ずる

### 番組制作



放送

ネット配信

放送

同時配信・追っかけ配信

### 再活用

再放送など

見逃し配信など

# 著作権等の処理ができないことによる「フタかぶせ」などの例

## ◆視聴者提供の映像等

事件・事故等の現場の映像について、視聴者から提供されたものを使う場合、配信に係る許諾が明確に得られているかどうか確認が難しいとき【民放キー局・報道番組の例】

## ◆一般の方へのインタビュー

街頭でのインタビューなどでは、短時間の交渉で、口頭でのみ許諾を得ることが多い。配信に係る許諾が明確に得られているかどうか確認が難しい場合【民放キー局・報道番組の例】

## ◆レコードに係る権利処理

番組で使いたいレコードが集中管理されておらず、権利者の連絡先も分からない【民放キー局・バラエティの例】

## ◆映像実演に係る権利処理（再放送の同時配信等）

俳優の演技（映像）について、出演契約の際に放送の許諾を得ているので再放送は自由に行うことができるが、再放送の同時配信等は別途の許諾が必要なところ、不明な権利者がいる場合【NHK・ドラマの例】

## 【制度改正の全体像】

### 課題 1

放送では許諾が不要となっている場合も配信では許諾を得る必要がある



①権利制限規定の拡充

### 課題 2

放送の許諾を得る際に、あわせて配信の許諾を得るのが負担



②許諾推定規定の創設

### 課題 3

権利の集中管理等がされておらず、個別に配信の許諾を得るのが負担



③レコード・レコード  
実演の利用円滑化  
④映像実演の利用円滑化

### 課題 4

利用条件等の契約交渉が折り合わず、許諾を得られない



⑤協議不調の場合の  
裁定制度の拡充

## 【対象サービス（「同時配信等」）の範囲】

「同時配信」のほか、「追っかけ配信<sup>(※1)</sup>」、一定期間の「見逃し配信<sup>(※2)</sup>」を対象とする。

※1 放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの

※2 見逃し配信の期間は、1週間を基本としつつ、月1回放送の番組は1か月とするなど柔軟に対応

### ＜サービスの実施形態（要件）：放送と同視できるサービスであることを担保＞

- ・ 放送番組の内容を変更しないこと（フタかぶせなどによるやむを得ない変更は可）
- ・ 放送事業者やそれと密接な関連を有する者（例：TVer）が主体となって行うこと
- ・ ストリーミング形式で行うこと（複製防止措置を講ずること）

（※）権利者の利益を不当に害するサービスなどは、文化庁が総務省と協議して除外できるようにする。

## 2. ① 権利制限規定の拡充（第34条第1項等関係）

### 【現行制度・課題】

- 学校教育番組の放送や国会等での演説の利用など、一定の場合には、権利制限規定に基づき、権利者の許諾なく著作物等を「放送」することが可能  
⇒ 「同時配信等」を行う場合には、これらの権利制限規定が適用されず、権利者に事前に許諾を得る必要（「同時配信等」が円滑に実施できないおそれ）

### 【改正内容】

- 「放送」では権利者の許諾なく著作物等を利用できることを定める**権利制限規定**について、**全て「同時配信等」にも適用できるよう拡充**する。

#### <拡充する権利制限規定の一覧>

- ① 学校教育番組の放送等（第34条第1項）
- ② 非営利・無料又は通常家庭用受信機を用いて行う公の伝達等（第38条第3項）
- ③ 時事問題に関する論説の転載等（第39条第1項）
- ④ 国会等での演説等の利用（第40条第2項）
- ⑤ 放送事業者等による一時的固定（第44条）
- ⑥ 放送のための実演の固定（第93条）

※②は、多種多様な形態での公の伝達（放送・配信される著作物等をディスプレイなどで視聴させること）を認める規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられることから、「同時配信」及び「追っかけ配信」を対象としている（「見逃し配信」は対象外）

## 2. ② 許諾推定規定の創設（第63条第5項関係）

### 【現行制度・課題】

- **放送番組の中で著作物等（例：音楽・写真・書籍）を利用する場合、権利者から許諾を得る必要があり、「放送」に加え「同時配信等」も行おうとする場合には、明確に「同時配信等」の許諾も得る必要**
  - ⇒ 放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されているところ、放送及び同時配信等までの**限られた時間内で、全ての権利者に対して、詳細な利用条件等を説明し、明確に同時配信等の許諾まで得るのは困難**
  - ⇒ その結果、仮に**権利者が内心では同時配信等を行って構わないと思っている場合でも、明確な許諾がないことを理由に「フタかぶせ」などが行われるおそれ**

### 【改正内容】

- **権利者が、同時配信等を業として実施している放送事業者（※1）と、放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、「放送」に加え「同時配信等」での利用も許諾したものと推定する規定を創設**
  - ⇒ **「放送」と「同時配信等」の権利処理がワンストップ化される**

（※1）その旨を公表していることが必要。放送事業者から委託を受けて放送番組を制作する者を含む。

（※2）推定規定については、権利者側が反対の事実（同時配信等を許諾していなかったこと）を証明することで推定を覆すことが可能。例えば、その権利者が過去の契約において、継続的に同時配信等を拒否していたことなどが推定を覆す事情となり得る。

（※3）権利者の懸念（不意打ちや不利な契約の助長）を払拭しつつ、放送事業者による安定的な利用が可能となるよう、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で具体的な適用条件等に係るガイドラインを策定。



# 許諾推定規定の創設による効果（イメージ）

## 現行

放送事業者



①あなたの写真を〇〇【番組名】で使っても良いですか？

②良いですよ！  
（同時配信等まで許諾したか不明）

権利者



③同時配信等の明確な許諾がないため、**同時配信等では写真が使えない**（＝フタかぶせあり）

## 改正後

放送事業者



①あなたの写真を〇〇【番組名】で使っても良いですか？

②良いですよ！  
（別段の意思表示なし）

権利者



③同時配信等も許諾したと推定され、**同時配信等でも写真が使える**（＝フタかぶせなし）

（※）権利者側が同時配信等を許諾していなかったことを証明しない限りは、適法に同時配信等が行える

## 2. ③ レコード・レコード実演の利用円滑化（第94条の3、第96条の3関係）

<現行（放送と同時配信等）>

放送	同時配信等
事前許諾不要 (報酬請求権)	事前許諾必要 (許諾権)

### 【現行制度・課題】

- レコード（音源）・レコード実演（音源に収録された歌唱・演奏）（※1）について、「放送」で利用する場合、事前の許諾は不要。「同時配信等」で利用する場合、事前の許諾が必要
- 「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者による集中管理等が行われている場合には円滑に許諾を得ることができる（許諾権が実質的に報酬請求権化している）が、そうでない場合には円滑に許諾を得ることが困難

⇒ 放送で使ったレコードが同時配信等では使えないおそれ

<現行（同時配信等）>

集中管理等（実質的に報酬請求権）
その他（個別に許諾を得る必要）

### 【改正内容】

- 同時配信等に関して、集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められるレコード・レコード実演（※2）について、通常の使用料額に相当する補償金（※3）を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする（法律上、報酬請求権化）

<改正後（同時配信等）>

集中管理等（実質的に報酬請求権）
その他（報酬請求権：許諾不要）

制度改正

（※1）市販されている商業用レコード（配信音源を含む）に係るものに限る。

（※2）（ア）著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず、かつ、（イ）文化庁長官が定める方法（「音楽権利情報検索ナビ」を想定）により円滑な許諾に必要な情報が公表されていないものを対象とする。

（※3）補償金の徴収・分配は、一元的な窓口を設ける（個々の権利者ではなく、文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とする（実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ判断）。補償金額は当事者間で協議して決定。

## 2. ④ 映像実演の利用円滑化（第93条の3、第94条関係）

<現行（放送と同時配信等）>

	放送	同時配信等
初回	事前許諾必要 (許諾権)	事前許諾必要 (許諾権)
二回目以降	初回放送の許諾 ↓ 事前許諾不要 (報酬請求権)	(特例なし) 事前許諾必要 (許諾権)

<改正後（放送と同時配信等）>

	放送	同時配信等
初回	事前許諾必要 (許諾権)	事前許諾必要 (許諾権)
二回目以降	初回放送の許諾 ↓ 事前許諾不要 (報酬請求権)	初回配信の許諾 (※1) ↓ 事前許諾不要 (報酬請求権)

### 【現行制度・課題】

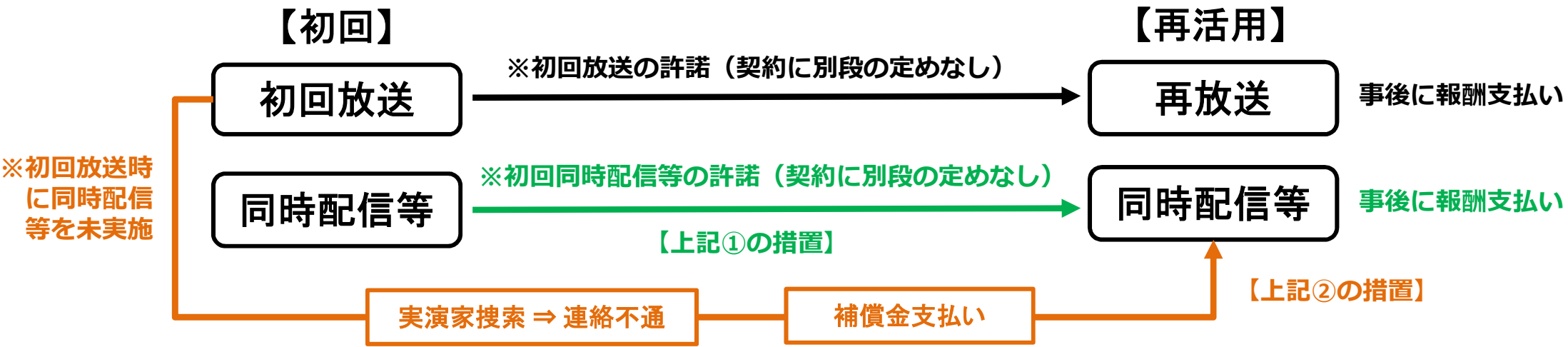
- 映像実演（俳優の演技など）について、「放送」で利用する場合も「同時配信等」で利用する場合も、**いずれも許諾が必要**だが、「放送」については、**初回の放送の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送については許諾を不要とする特例**（報酬支払いは必要）が存在
  - 「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者による集中管理等が行われておらず、**円滑に許諾を得られない場合も存在**
- ⇒ 再放送する放送番組が、同時配信等できないおそれ

### 【改正内容】

- 初回の同時配信等の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送の同時配信等について、**集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められる映像実演（※1）**について、**通常の使用料額に相当する報酬（※2）を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする。【第93条の3】**

(※1) (ア)著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず、かつ、(イ)文化庁長官が定める方法（芸能プロダクションのウェブサイト等を想定）により円滑な許諾に必要な情報が公表されていないもの。

(※2) 報酬の徴収・分配は、一元的な窓口を設ける（個々の権利者ではなく、文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とする（実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ判断）。報酬の額は当事者間で協議して決定。



- ② 初回の同時配信等の許諾を得ていない場合（初回放送時に同時配信等がされていない場合）にも、契約に別段の定めがない限り、実演家と連絡するために以下の措置を講じても連絡がつかない場合（※3）には、あらかじめ、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者に通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする。【第94条】

### <実演家と連絡するための措置>

- A) 実演家の連絡先を保有している場合には、その連絡先に連絡すること
- B) 著作権等管理事業者に照会すること
- C) 芸能プロダクションのウェブサイト等において実演家に係る情報が公表されていないかを確認すること
- D) 実演家を探している旨（実演家の氏名、同時配信等を予定している放送番組の名称など）を文化庁長官の定める方法により公表すること

（※3）連絡するための措置を適切に講じたことを疎明する資料を添えて、連絡がつかないことについて、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者の確認を受ける必要。

## 2. ⑤ 協議不調の場合の裁定制度の拡充（第68条関係）

### 【現行制度・課題】

- 放送事業者が、著作物を「放送」するに当たって、権利者に許諾を得るための協議を求めたが協議が不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、著作物を「放送」することが可能

⇒ 「同時配信等」を行う場合には、この裁定制度が活用できない（「同時配信等」が円滑に実施できないおそれ）

### 【改正内容】

- 著作物を「同時配信等」するに当たっての協議が不調に終わった場合にも、この裁定制度を活用することができるようにする

（※）あわせて、著作隣接権（実演・レコードなど）についても、この裁定制度を活用できるようにする。

